

遠軽町公共施設等総合管理計画改訂（案）及び遠軽町個別施設計画（案）に対する意見の内容及び検討結果

番号	項目	意見の内容	検討結果（町の考え方）
1	公共施設の管理に関する基本的な考え方	<p>人口規模に比して、公共建築物が非常に多いので、ある程度施設の廃止を行うのはやむをえないと思います。施設の解体にも費用を要すると思いますので、計画的に進めていただければと思います。</p> <p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年法律第77号）（旧「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」）第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされております。</p> <p>施設の更新の際には、積極的に木材利用を推進していただけますようお願いいたします。</p>	<p>提出のありました意見につきまして、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省自治財政局財務調査課長通知）が令和4年4月1日付けで改定されたことに伴い、新たに「脱炭素化の推進方針」を計画に記載することとされたところです。</p> <p>「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物等の整備にあたって木材利用を促進することにつきましては、今回、同指針に基づいた計画の見直しを行う中で対応してまいります。</p>